

大和高田市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や身体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者にとって手話は、生きるための力であり、音声言語と同様に社会生活においてコミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するための手段として重要な役割を担っている。

平成18年に国際連合の総会で採択され、我が国も批准している障害者の権利に関する条約により、手話は言語として国際的に認知され、平成23年に改正された障害者基本法では、手話を言語として位置付けるとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。

手話を必要とする全ての人が、手話を通じて必要な情報を容易に取得し、十分なコミュニケーションを図ることができる社会を実現するためには、手話が言語であることについて理解を深めるとともに、手話が普及し、手話を使用できる環境を整備していくことが重要である。

大和高田市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とする全ての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊重し、心豊かに暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識に基づき、ろう者その他の手話を必要とする者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が最大限尊重されることを基本として行わなければならない。

(市の責務)

**第3条** 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話を使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

**第4条** 市民は、基本理念に対する理解を深め、地域社会の一員として、手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第5条** 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

**第6条** 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話の獲得及び習得並びに手話による情報の取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(学校等における手話に関する理解の促進)

**第7条** 市は、学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)において、当該学校等に在籍する幼児、児童及び生徒並びに当該学校等の職員に対して手話を学ぶ機会の提供その他手話に親しむための取組により、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第8条** 市は、手話に関する施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。